

日常生活用具の品目等

令和6年7月

品目		基準額(円) 【費用限度額】	対 象 者		耐用年数
			対象年齢	障害及び程度	
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	154,000	18歳以上	下肢又は体幹機能障害2級以上	8年
	特殊マット	19,600	18歳以上	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)	5年
			3歳以上18歳未満	下肢又は体幹機能障害2級以上	
			3歳以上	重度又は最重度の知的障害者	
	特殊尿器	67,000	学齢児以上	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)	5年
	入浴担架	82,400	3歳以上	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴にあたって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	5年
	体位変換器	15,000	学齢児以上	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等にあたって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	5年
	移動用リフト	159,000	3歳以上	下肢又は体幹機能障害2級以上	4年
	訓練いす	33,100	3歳以上18歳未満	下肢又は体幹機能障害2級以上	5年
	訓練用ベッド	159,200	学齢児以上18歳未満	下肢又は体幹機能障害2級以上	8年
自立生活支 援用具	入浴補助用具	90,000	3歳以上	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者	8年
	便器	9,850	学齢児以上	下肢又は体幹機能障害2級以上	8年
	T字状・棒状のつえ	4,200	3歳以上	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害であって、つえの使用により歩行機能が補完される者	3年
	移動・移乗支援用具	60,000	3歳以上	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者であって、家庭内の移動等において介助を必要とする者	8年
	頭部保護帽	36,750	—	・平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者 ・てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者、精神障害者	3年
	特殊便器	151,200	学齢児以上	・ 上肢障害2級以上 ・ 重度又は最重度の知的障害者で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの	8年
	火災警報器	15,500	—	障害程度2級以上、重度若しくは最重度の知的障害者又は精神障害者1級(いずれも火災発生の感知・避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	8年
	自動消火器	28,700			8年
	電磁調理器	41,000	18歳以上	・ 視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ・ 重度若しくは最重度の知的障害者	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	学齢児以上	視覚障害2級以上	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400	18歳以上	聴覚障害2級以上	10年
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	51,500	3歳以上	腎臓機能障害3級以上	5年
	ネブライザー(吸入器)	36,000	—	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって必要と認められる者	5年
	電気式たん吸引器	56,400	—	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって必要と認められる者	5年
	酸素ボンベ運搬車	17,000	18歳以上	在宅酸素療法者	10年
	視覚障害者用体温計(音声式)	9,000	学齢児以上	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	5年
	視覚障害者用体重計	18,000			5年
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	50,000	—	呼吸器機能障害若しくは心臓機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって必要と認められる者	5年
	視覚障害者用音声血圧計	9,500	学齢児以上	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	5年

品目			基準額(円) 【費用限度額】	対 象 者		耐用年数
				対象年齢	障害及び程度	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置		98,800	学齢児以上	音声言語機能障害又は肢体不自由者であって発声言語に著しい障害を有する者	5年
	情報・通信支援用具		100,000	学齢児以上	上肢機能障害又は視覚障害2級以上	6年
	点字ディスプレイ		383,500	18歳以上	視覚障害2級以上	6年
	点字器	両面書用	10,400	—	視覚障害2級以上（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	7年
		片面書用	7,200			
	点字タイプライター		63,100			5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー		85,000	学齢児以上	視覚障害2級以上	6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		99,800	学齢児以上	視覚障害2級以上	6年
	視覚障害者用読書器		198,000	学齢児以上	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能となる者	8年
	視覚障害者用時計	触読式	10,300	18歳以上	視覚障害2級以上	5年
		音声式	13,300			
	聴覚障害者用通信装置		71,000	学齢児以上	聴覚障害者又は音声言語機能障害者であって、コミュニケーション、緊急連絡時の手段として必要と認められる者	5年
	聴覚障害者用情報受信装置		88,900	—	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能となるもの	6年
	人工喉頭	笛式	8,100	—	咽頭摘出者	4年
		電動式	70,100			5年
	点字図書		—	—	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	—
	視覚障害者用ラジオ		29,000	学齢児以上	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	6年
	音声 I Cタグレコーダ		63,000	学齢児以上	視覚障害者2級以上	5年
排泄管理支援用具	ストーマ用装具	蓄便袋	9,288	—	ストーマ造設者	—
		蓄尿袋	12,204			
	紙おむつ等	洗腸装具	12,000	3歳以上	ストーマ造設者で蓄便袋装着困難な者（治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のため蓄便袋を装着することができない者 ※ストーマ用装具との併給は不可	6ヶ月
		紙おむつ	12,000	3歳以上	・高度の排便又は排尿機能障害 ・脳原性運動機能障害 — 発症：3歳未満 — 原因：非進行性脳病変 — 症状：座位保持不能、介助による定時排泄ができない、排尿・排便の意思表示困難	—
	収尿器	男性用・普通型	7,700	—	高度の排尿機能障害	1年
		女性用・普通型	8,500			
住宅改修費	居宅生活動作補助用具		200,000	学齢児以上	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障害を有する者であって障害等級3級以上（特殊便器取替の場合は上肢障害2級以上）	1回

- ※（１）情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフトをいう。
（２）点字図書の利用者負担額は原本価格とする。
（３）おむつ等の対象者とは、治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害にある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者。脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者。
（４）対象年齢については、原則とする。